

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の規定による客待ちの規制を行う必要性が高いと認められる区域指定

平成17年6月14日
岐阜県公安委員会告示第5号
(原文縦書き)

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例(昭和38年岐阜県条例第21号)第7条第3項の規定による客待ちの規制を行う必要性が高いと認められる区域を次のとおり指定し、平成17年7月1日から適用する。

1 岐阜市のうち次に掲げる区域

藍川町、梅河町一～三丁目、大富町、御浪町、春日町一丁目、金岡町、金園町一丁目、加納愛宕町、加納清野町、加納黒木町一丁目、加納坂井町、加納栄町通一丁目、加納清水町三丁目、加納清水町五丁目、加納新本町二丁目、加納新本町三丁目、加納神明町一丁目、加納天神町五丁目、加納西広江町一丁目、加納菱野町、加納富士町一～三丁目、加納伏見町、加納本町六～九丁目、加納水野町一～五丁目、蕪城町、神室町一～五丁目、神田町一～十丁目、玉姓町一～三丁目、清住町一～三丁目、金宝町一～四丁目、金町一～八丁目、銀町、梶町一丁目、梶町二丁目、小柳町、栄枝町、三番町、神明町一丁目、神明町二丁目、住田町一丁目、住田町二丁目、住ノ江町一丁目、住ノ江町二丁目、住吉町、大正町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高野町一～七丁目、玉森町、徹明通一～四丁目、問屋町一～四丁目、長住町二～六丁目、長旗町一丁目、西園町、西玉宮町一丁目、西玉宮町二丁目、二番町、橋本町一～三丁目、八幡町、羽根町、東金宝町一丁目、日ノ出町一～五丁目、雲雀町一丁目、雲雀町二丁目、真砂町七～十丁目、美園町一～三丁目、美殿町、八ツ寺町一丁目、八ツ寺町二丁目、柳ヶ瀬通一～七丁目、弥八町、弥生町、吉津町一丁目、吉津町二丁目、吉野町三～六丁目、若宮町一～九丁目、玉宮町一丁目、玉宮町二丁目

2 大垣市のうち次に掲げる区域

魚屋町、岐阜町、桐ヶ崎町、栗屋町、郭町一～三丁目、郭町東一丁目、郭町東二丁目、清水町、新地町、新町一丁目、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高屋町一～四丁目、中町、東外側町一丁目、東外側町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、丸の内一丁目、南高橋町一丁目、南高橋町二丁目、宮町一丁目

